

# 指定廃棄物は遮断型施設

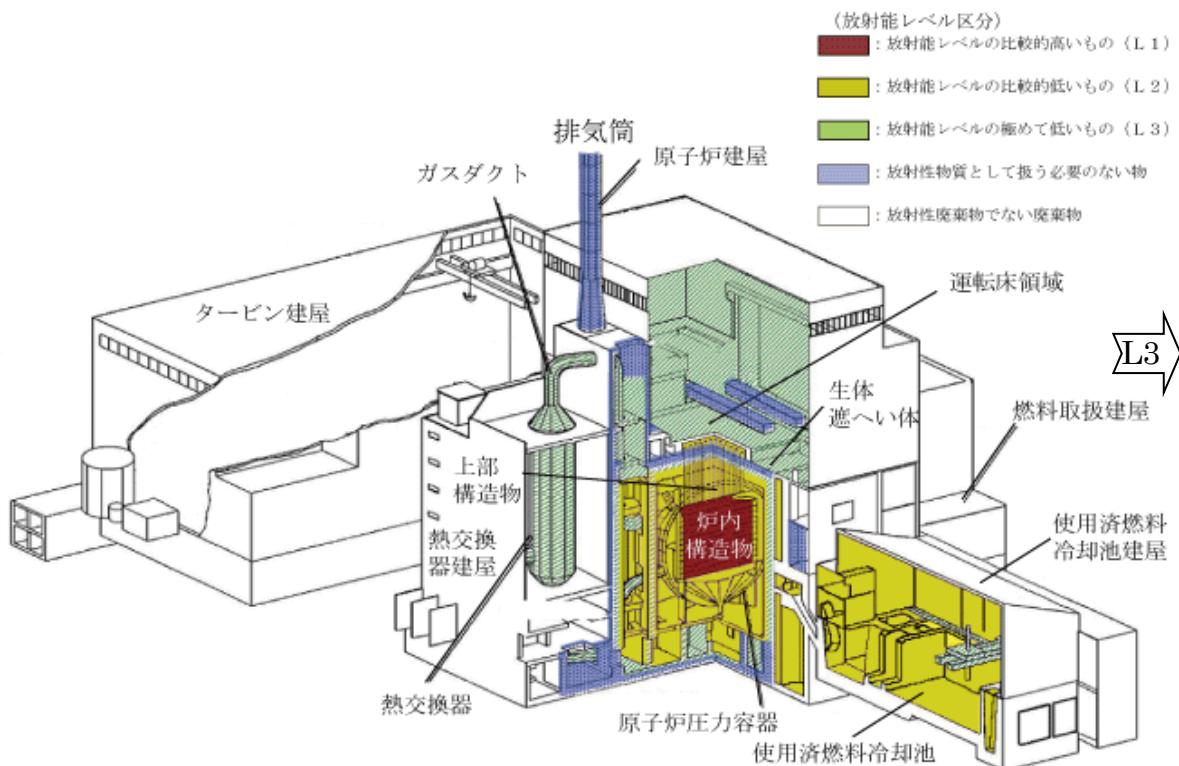
# L3は、素掘り埋設設計画の中止を

原電は、東海発電所の解体で発生する原子炉圧力容器から若干はなれた部分(L3廃棄物)の埋設施設の設置に関し、7月16日、安全協定に基づく新增設等計画書を茨城県及び東海村に提出するとともに、第二種廃棄物埋設事業許可申請書を、原子力規制委員会に提出しました。原電が提出した許可申請書の一部(●の図面)を下記に示します。日本共産党は、素掘り施設に埋設する計画は中止し、遮断型施設

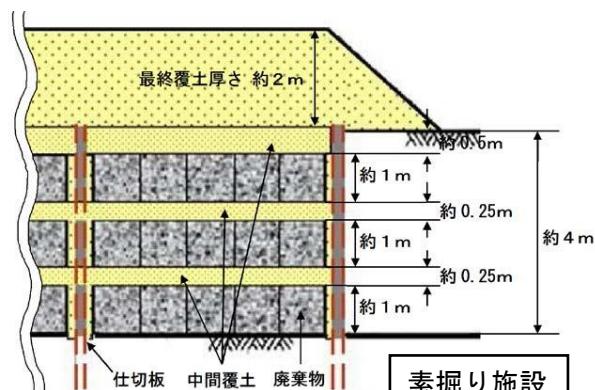
日本原電(株)は、東海発電所解体で発生する放射性廃棄物L3の素掘り埋設設計画を、国・県・村に提出

指定廃棄物：8,000 ベクレル/kg以上  
L3 廃棄物：セシウム 137 (7,000 ベクレル/kg) コバルト 60 800 万ベクレル/kg  
ストロンチウム 10,000 ベクレル/kg

## ●東海発電所の主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図



●L3廃棄物は、容器に収納または梱包した状態で並べ、その上面に25cmの覆土を行う。これを2段行い、3段目は50cm覆土し地表面の高さにする。最後に地上2mの覆土をする。南側、北側とも最終覆土が完了したら、間を埋め1面化させ平らにし跡地を活用する。



埋設施設イメージ図（部分断面図）

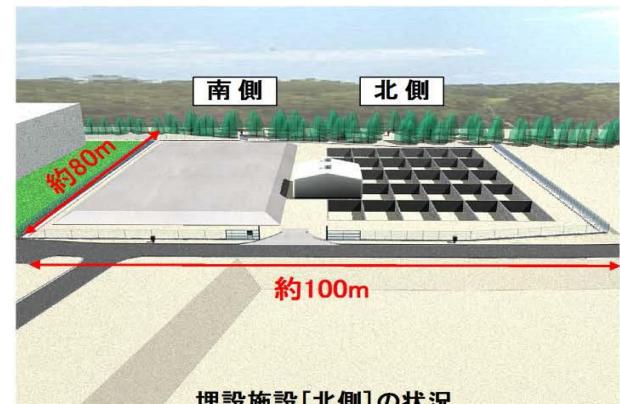
での保管を求めました。①処分場所は明確な表示等、後世にわたって一目でその内容が分かるものとすること。また、立ち入り確認ができる施設の構造及びその場所とすること。②処分状況の確認は、一時保管の考え方で一定期間ごとに保管状況を確認すること。③雨水・海水等対策、地震対策、突風・竜巻等対策を十分行い、放射性物質の漏洩を防ぐ遮断型構造の施設を整備し、管理すること。

●L3廃棄物は、「解体撤去工事に伴い発生するもの」と「運転中廃棄物」及び「工事終了後に不要となる解体工事用機器」で、総重量は約16,000トン。種類は、設備・機器等の解体撤去で発生する「金属」、建屋の解体撤去に伴って発生する「コンクリートブロック」、「コンクリートガラ」。

運搬中及び埋設作業における放射性粉じんの飛散防止の観点から容器への収納又は梱包を実施する。

| 廃棄物の種類 | 金属       | コンクリートブロック  | コンクリートガラ     |
|--------|----------|-------------|--------------|
| 重量     | 約6,100トン | 約9,400トン    | 約500トン       |
| 埋設形態   | 鉄箱収納     | プラスチックシート梱包 | フレキシブルコンテナ収納 |
| 概要     |          |             |              |
| 収納状態   |          |             |              |

●先に南側の施設に金属を埋設し、その後、北側の施設にコンクリートする。



埋設施設[北側]の状況

## これら計画に対し、日本共産党はこう考えます

★ 村長は、「実証試験の結果を信頼する」東海発電所の廃炉作業を遅らせないためL3の埋設は必要」と言つていていますが、国内初のL3の素掘り埋設は、丸となつて中止させましょう。

★ 原電が行った地質及び地下水流动状況の調査結果では、「地下水は定常的に海に流れているので、放射性物質は全埋めても大丈夫」との評価と解釈されている埋設方法と言わなければなりません。そもそもL3は、「素掘りの施設にそのまま放射性粉じんの飛散防止のためで、地中で放射性物質が漏れ出すのを防ぐためではありません。これでは、そもそもL3は、『素掘りの施設にそのまま埋めても大丈夫』との評価と解釈され、放射性物質の環境への漏洩を前提としている埋設方法と言わなければなりません。

★ 原電は、L3廃棄物の安全性の根拠に、JPDRでの実験をあげています。実験での埋め立ては、1995年から1996年にかけて完了し、埋設後の施設の管理期間は28年間といわれた中、実験は1998年までの2年間で終了しています。実証試験の結果報告書では、「安全性を実証できた」とされていますが、これでは実証試験の意味をなしているとはいえません。

★ 東海発電所解体のL3廃棄物は、コンクリートと金属ですが、JPDRでの試験は、コンクリートのみでした。また、埋設量の比較でもJPDRは1670tで、今回のL3は、16,000t、放射能総量は1兆7千億ベクレルにもなります。これでは、実証試験の結果を参考にすることはできませんでした。また、埋設規制制度が改正され、基準が明確になつたということですが、実証試験が不十分な中で、「基準」の根拠の信頼性が問われます。

★ 原電の計画では、コンクリートや金属は容器などに収納し埋設されます。が、これは、運搬及び埋設作業中の放射性粉じんの飛散防止のためであり、地中で放射性物質が漏れ出すのを防ぐためではありません。これでは、そもそもL3は、「素掘りの施設にそのまま埋めても大丈夫」との評価と解釈され、放射性物質の環境への漏洩を前提としている埋設方法と言わなければなりません。

★ 村長は、「実証試験の結果を信頼する」東海発電所の廃炉作業を遅らせないためL3の埋設は必要」と言つていていますが、国内初のL3の素掘り埋設は、丸となつて中止させましょう。